

Bi-Weekly Newsletter

Oct 30, 2019 | ISSUE 31

I. 統計資料

01

国税庁、年度別・税目別の税収実績

II. 産業ニュース

02

サムスン電子、ブランド価値‘600億ドル’突破

III. 最新事例・判例

03

- 法人税法上の所得処分イシュー(書面法人-356,2018.03.29)
- 海外現地法人に対する業務無関係仮払金を時価で評価して他の現地法人に譲渡する時の、債権処分損失の所得処分方法

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

| | | |
|-----------------------|--------------|------------------|
| 金祥雲(キム・サンウン)Partner | 02 709 0789 | swkim@samil.com |
| 黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner | 02 709 0759 | hcj@samil.com |
| 申鉉昌(シム・ヒョンチャン)Partner | 02 709 7904 | hcshin@samil.com |
| 盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner | 02 709 0877 | ysnoh@samil.com |
| 李應典(イ・ウンジョン)Partner | 02 3781 2309 | ejlee@samil.com |
| 李南善(イ・ナムソン)Partner | 02 3781 3189 | nslee@samil.com |

I. 国税庁、年度別・税目別の税収実績

- 企画財政部 開かれた財政情報公開システム(<http://www.openfiscaldatal.go.kr/portal/main.do>)

主な内容

- 国税庁が公開した年度別・税目別の税収実績は下記の通り。
- 法人税、所得税、相続税および贈与税など内国税の税収が増加し続けているため、国税庁の税収も増加し続けている。

| 区分 | 2014年 (百万ウォン) | 2015年 (百万ウォン) | 2016年 (百万ウォン) | 2017年 (百万ウォン) | 2018年 (百万ウォン) | 前年比 (百分率) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| 国税庁総徴収額 | 204,291,172 | 217,223,873 | 243,111,437 | 266,174,209 | 294,568,413 | 10.7 |
| 国税庁税収 | 195,727,144 | 208,161,525 | 233,329,122 | 255,593,190 | 283,535,518 | 10.9 |
| 内国税 (法人税、所得税等) | 174,111,888 | 185,240,338 | 209,401,319 | 230,803,590 | 258,031,118 | 11.8 |
| 交通・エネルギー・環境税 | 13,440,270 | 14,054,594 | 15,303,016 | 15,552,612 | 15,334,854 | -1.4 |
| 防衛税 | 239 | 170 | 256 | 323 | 263 | -18.6 |
| 教育税 | 4,605,236 | 4,869,079 | 4,879,230 | 5,007,139 | 5,097,573 | 1.8 |
| 農漁村特別税 | 2,262,300 | 2,598,309 | 2,451,409 | 2,577,552 | 3,198,948 | 24.1 |
| 総合不動産税 | 1,307,211 | 1,399,035 | 1,293,892 | 1,651,974 | 1,872,762 | 13.4 |

II. サムスン電子、ブランド価値‘600億ドル’突破

- サムスン電子ニュースルーム(<https://news.samsung.com/kr/>)

- サムスン電子は2019年10月17日(アメリカ現地時間)、インターブランド(Interbrand)が発表した‘Best Global Brands 2019’で、ブランド価値が自社史上最大の611億ドル(6位)を記録した。
- サムスン電子のブランド価値は昨年の599億ドルより2%上昇して初めて600億ドルを突破し、2016年に518億ドル(7位)で500億ドルを突破して以来、3年で600億ドルを突破した。
- サムスン電子は2012年に初めて10位圏(9位)に入って以来、着実にブランド価値と順位を上昇させており、10年前の2009年に比べブランド価値は250%も上昇した。
- インターブランドは、サムスン電子が折りたたみスマートフォン「Galaxy Fold」、ライフスタイルTV「The Sero」、「BESPOKE」(冷蔵庫)など製品革新を続けており、5G・AI・IoT・電装などの技術分野で持続的な発展可能性があり、半導体メモリ業界において確固たる1位の座を維持し、技術面でリーダーシップを発揮し続けていると評価した。また、消費者との多様な接点により一貫したブランド価値を提供している部分を肯定的に評価した。
- サムスン電子は「Galaxy S10」などのGalaxyシリーズを成功裏に発売しており、「Galaxy Note」と「Galaxy Fold」など新しいカテゴリーを創り出してスマートフォン業界で絶え間ない革新を追求していると評価した。
- インターブランドは、企業の財務成果、顧客が製品を購入する際にブランドが及ぼす影響、ブランド競争力などを総合的に分析してブランド価値を評価しているので、客観的な企業価値を判断する際にインターブランドの企業評価基準を参考にすることができる。

III. 最新事例・判例

- 書面法人-356,2018.03.29.

1. 争点

- 海外現地法人に対する業務無関係仮払金を時価で評価して他の現地法人に譲渡する時の、債権処分損失の所得処分方法

2. 事実関係

- 質疑法人は韓国-カンボジア政府間で締結された「造林投資および気候変化協約MOU」に基づいて造林事業を推進する。
- まず、質疑法人は内国法人である甲法人(特殊関係なし)と合弁契約を通じて香港所在のA法人を立ち上げ、以後A法人はカンボジアに事業法人であるB法人を設立する。
- 該当事業に関して契約地域内の進入路構築、初期雑木除去などで事業が遅れたことで損失が発生し、質疑法人は事業を持続するためにB法人に数十億ウォンを貸与したが、B法人の売上が極めて低調で、事業を継続して営む場合に追加損失が予想されるため、やむを得ず事業を撤収することにした。
- これに伴い、貸付金など債権を時価で評価して香港所在の他法人(特殊関係法人)に譲渡してから投資持分全量を甲法人に譲渡した。

3. 質問内容

- 海外現地法人に対する業務無関係仮払金を時価で評価して他の現地法人に譲渡する際に発生する債権処分損失の所得処分方法

4. 回答内容

- 貴質問の場合、内国法人が「法人税法施行令」第87条の特殊関係者に該当する海外現地法人に貸し付けた資金が同法第28条第1項に規定する業務無関係仮払金に該当する場合には、その債権の処分損失(適正時価で処分した場合に限る)を同法施行令第19条の2第7項により損金に算入せず、
- その損金に算入しなかった金額は「法人税法施行令」第106条により、債務者である海外現地法人がその他所得で所得処分する。

5. 関連法令

- 法人税法第28条【支払利息の損金不算入】

①次の各号の借入金の利子は内国法人の各事業年度の所得金額を計算する時に損金に算入しない。

4. 次のいずれかに該当する資産を取得または保有している内国法人が各事業年度に支給した借入金の利子のうち大統領令で定めるところにより計算した金額

- イ. 第52条第1項による特殊関係者に該当法人の業務と関連なく支給した仮払金などとして大統領令で定めるもの

III. 最新事例・判例（続き）

- 書面法人-356,2018.03.29.

5. 関連法令_続き

● 法人税法施行令第19条の2【貸倒金の損金不算入】

⑦法第19条の2第2項を適用される債権の処分損失は損金に算入しない。

● 法人税法第67条【所得処分】

第60条により各事業年度の所得に対する法人税の課税標準を申告したり、第66条または第69条により法人税の課税標準を決定または更正する時、益金に算入した金額はその帰属者などに賞与・配当・その他社外流出・社内留保など大統領令で定めるところにより処分する。

● 法人税法施行令第106条【所得処分】

①法第67条により益金に算入した金額は次の各号の区分により処分する。非営利内国法人と非営利外国法人に対しても同じである。

1. 益金に算入した金額(法第27条の2第2項により損金に算入しない金額を含む)が社外に流出したことが明らかな場合は、その帰属者により次の各項目により配当、利益処分による賞与、その他所得、その他社外流出とする。ただし、帰属が不明な場合は代表者(小口株主などでない株主などである役員およびその役員と第43条第8項による特殊関係にある者が所有する株式などを合わせて該当法人の発行株式総数または出資総額の100分の30以上を所有している場合のその役員が法人の経営を事実上支配している場合には、その者を代表者にして、代表者が2人以上の場合には事実上の代表者とする。以下この条において同じ)に帰属したと見る。

ア. 帰属者が株主など(役員または使用人である株主などを除く)の場合には、その帰属者に対する配当

イ. 帰属者が役員または使用人である場合には、その帰属者に対する賞与

ウ. 帰属者が法人や事業を営む個人である場合には、その他社外流出。ただし、その分与された利益が内国法人または外国法人の国内事業場の各事業年度の所得や居住者または「所得税法」第120条による非居住者の国内事業場の事業所得を構成する場合に限る。

エ. 帰属者がア.ないしウ.以外の者である場合には、その帰属者に対するその他所得